

と な み し す け い か く
砺波市住まいづくり計画
だ い き と な み ち い き じ ゅ う た く け い か く
(第5期 砺波地域住宅計画)

と な み し
砺波市

令和8年1月

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和07年12月18日

計画の名称	砺波市住まいづくり計画（第5期 砺波地域住宅計画）											
計画の期間	令和08年度～令和12年度（5年間）										重点配分対象の該当	
交付対象	砺波市											
計画の目標	良好な機能・性能を有する住宅ストックの形成 省エネルギー対策に対応した住宅ストックの形成 少子高齢化社会に対応した住環境の形成 安全・安心な住文化の形成											
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	385	A	385	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	0 %

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R 8 当初	R 1 0	R 1 2
1	公営住宅の老朽化した外壁改善を推進する。 公営住宅の外壁改善実施割合 公営住宅外壁等改善実施率 = 公営住宅外壁改修実施棟数 / 長寿命化計画（整備計画期間内）に基づく公営住宅外壁改善予定棟数	30%	60%	75%
2	公営住宅共用部のLED電灯化の推進する。 公営住宅共用部の照明改善割合 公営住宅共用部照明改善実施率 = 公営住宅共用部照明改善実施棟数 / 長寿命化計画（整備計画期間内）に基づく公営住宅共用部照明改善予定棟数	77%	100%	100%
3	高齢者における住宅確保要配慮者の地域優良賃貸住宅への入居を推進する。 地域優良賃貸住宅（高齢者型）の住宅確保要配慮者（所得が214,000円を超えない者）の入居割合 高齢者福祉施設ちゅーりっぷの郷の住宅確保要配慮者の入居率 = 住宅確保要配慮者の延べ入居者数（年度） / 全体の延べ入居者数（年度）	83%	92%	100%
4	老朽危険空き家の除却を推進する。 老朽危険空き家の除却割合 目標除却空き家戸数 = 除却戸数 / 老朽危険空き家戸数	0%	50%	100%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況		
												R08	R09	R10	R11	R12					
一体的に実施することにより期待される効果																					
備考																					
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	砺波市	直接	砺波市	-	-	公営住宅等ストック改善事業[長寿命化型](矢木団地1~4号棟)	外壁改善(4棟・45戸)	砺波市						130		策定済		
	A15-002	住宅	一般	砺波市	直接	砺波市	-	-	公営住宅等ストック改善事業[長寿命化型](三谷団地1~3号棟)	外壁改善(3棟・36戸)	砺波市						90		策定済		
	A15-003	住宅	一般	砺波市	直接	砺波市	-	-	公営住宅等ストック改善事業[長寿命化型](新栄町団地1~2号棟)	外壁改善(2棟・21戸)	砺波市						30		策定済		
	A15-004	住宅	一般	砺波市	直接	砺波市	-	-	公営住宅等ストック改善事業[長寿命化型](グリーンハイツ示野1~2号棟)	外壁改善設計業務委託(2棟・60戸)	砺波市						30		策定済		
	A15-005	住宅	一般	砺波市	直接	砺波市	-	-	公営住宅等ストック改善事業[長寿命化型](東鷹栖団地1~5号棟)	共用部照明改善【LED】(5棟・75戸)	砺波市						9		策定済		

事前評価チェックシート

計画の名称： 砺波市住まいづくり計画（第5期 砺波地域住宅計画）

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 計画の目標が基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
I. 目標の妥当性 数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
II. 計画の効果・効率性 事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
II. 計画の効果・効率性 地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
II. 計画の効果・効率性 地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。	
III. 計画の実現可能性 事業熟度が十分である。	○

